

◎特定施設(騒音関係)

騒音規制法に基づく特定施設		京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設	
1 金属加工機械		1 金属加工機械	
イ 圧延機械	○原動機定格出力の合計22.5Kw以上	ア 圧延機械	
ロ 製管機械		イ ベンディングマシン	
ハ ベンディングマシン	○ロール式で、原動機定格出力合計3.75Kw以上	ウ 液圧プレス	
ニ 液圧プレス	○矯正プレス除く	エ 機械プレス	
ホ 機械プレス	○呼び加圧能力294kN以上	オ せん断機	
ヘ せん断機	○原動機定格出力の合計3.75Kw以上	カ プラスト	
ト 鍛造機		キ 自動旋盤	
チ ワイヤフォーミングマシン		ク 高速切断機	
リ プラスト	○タンブラスト以外及び密閉式以外	ケ 平削盤	
ヌ タンブラー		コ 型削盤	
ル 切断機	○といしを用いるものに限る	サ 研磨機	○工具用は除く
2 空気圧縮機及び送風機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上	2 圧縮機	○原動機定格出力の合計3.75Kw以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上	3 送風機	○原動機定格出力の合計3.75Kw以上
4 織機	○原動機を用いるものに限る	4 粉碎機	
5 建設用資材製造機械		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	
イ コンクリートプラント	○気ほうコンクリートプラントを除き、 混練機の混練容量0.45m ³ 以上	イ その他の用に供する粉碎機	
ロ アスファルトプラント	○混練機容量200kg以上	5 ねん糸機	
6 穀物用製粉機	○ロール式で、原動機定格出力合計7.5Kw以上	6 建設用資材製造機械	
7 木材加工機械		ア コンクリートプラント	
イ ドラムバーカー		イ アスファルトプラント	
ロ チッパー	○原動機定格出力の合計2.25Kw以上	7 木材加工機械	
ハ 碎木機		ア チッパー	
ニ 帯のご盛	※製材用は、原動機定格出力合計 15Kw以上 ※木工用は、原動機定格出力合計 2.25Kw以上	イ 帯のご盛	○原動機定格出力合計 0.75Kw以上
ホ 丸のご盛	※製材用は、原動機定格出力合計 15Kw以上 ※木工用は、原動機定格出力合計 2.25Kw以上	ウ 丸のご盛	○原動機定格出力合計 0.75Kw以上
ヘ かな盤	○原動機定格出力の合計2.25Kw以上	エ かな盤	○原動機定格出力の合計0.75Kw以上
8 抄紙機		オ 立のご盛	○原動機定格出力の合計0.75Kw以上
9 印刷機械	○原動機を用いるものに限る	8 合成樹脂加工機械	
10 合成樹脂用射出成形機		9 鋳造型機	
11 鋳造型機	○ジョルト式のものに限る	10 遠心分離機	○直径1.2m以上
		11 クーリングタワー	○原動機定格出力の合計0.75Kw以上
		12 重油バーナー	○回転式及び低圧空気式を除く
		13 工業動カミシン	○同一作業場内に3台以上保有する場合に限る
		14 ガラス研磨機	
		15 ニューマチックハンマー	
		16 コルゲートマシン	